

新宿区職員措置請求監査結果

令和元年12月

新宿区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

2 新宿区職員措置請求書の提出

令和元年10月9日

3 新宿区職員措置請求書記載の内容

新宿区職員措置請求書（以下「請求書」という。）の記載の内容は、以下のとおりである。

(1) 請求書の概要

ア 収入金を納期限までに納付しない場合、新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和40年新宿区条例第14号。以下「督促等条例」という。）において、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて延滞金を徴収することが規定されている。

イ 区立の認可保育園の未徴収の保育料については、当該債権全件において、延滞金の賦課及び徴収を行っていない。

ウ 上記イの事実（以下「本件怠る事実」という。）は、督促等条例第3条に違反している。

エ 督促等条例には、やむを得ない理由があると認められる場合の延滞金の減免規定があるが、当該規定は、個々の世帯の状況等に応じて個別に判断されるべきところ、一律に延滞金を賦課すること自体を怠る理由や、一律に延滞金を徴収しない理由とはならない。

オ 延滞金について、適切な手続による賦課及び徴収を行わなかったという本件怠る事実によって、区に金銭的な実損害が発生している。

(2) 措置請求の趣旨

職員が補填することの検討を含め、本件怠る事実によって区の被った損害を回復するために必要な措置をとるよう勧告を求める。

(3) 提出資料（事実証明書）

資料1 平成27年度～平成30年度の収入未済額・件数

資料2 令和元年8月16日付け「収入未済額に対する延滞金について」

資料3 令和元年7月2日付け「公文書公開請求書」

資料4 令和元年7月30日付け「公文書非公開決定通知書」

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の所定の要件を備えているものと認めた。

第 2 監査の実施

1 監査対象

(1) 対象部

区立の認可保育園を所管する子ども家庭部を監査対象とした。

(2) 対象事項

本件怠る事実の存否を監査対象とした。

2 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人からの新たな証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和元年 11 月 21 日に請求人から陳述の聴取を行った。その際に、同条第 7 項の規定に基づき、監査対象部の職員を立ち会わせた。

3 請求人主張の概要

請求書に記載された内容及び上記 2 により聴取した陳述の内容の概要は、以下のとおりである。

(1) 区立の認可保育園の未徴収の保育料について、延滞金の賦課及び徴収を行っていない。

ア 区立の認可保育園の未徴収の保育料の件数は、平成 30 年度 151 件、平成 29 年度 198 件、平成 28 年度 192 件、平成 27 年度 298 件、平成 26 年度 346 件である。

イ 上記アの未徴収の保育料について、延滞金を賦課し、徴収する行為を一律怠っており、このことは、区の徴収事務全般にわたって重大な影響を及ぼす。

(ア) 保険料等の他の強制徴収公債権との均衡を欠く。

(イ) 住民の間に著しい不公平を生じさせ、行政に対する信頼を大きく損なわせる。

(ウ) 自発的に支払うインセンティブを消失させ、本債権である保育料の徴収を滞らせる要因となる。

(2) 本件怠る事実は、督促等条例に違反している。

ア 法第 231 条の 3 第 2 項は、延滞金について「徴収することができる」

旨を規定しており、合理的な滞納債権管理が行われている下で、一定の妥当性を有していれば、徴収しないことも許容され得ると解釈される。

イ 上記アの理由は、延滞金を賦課すること自体を行わない理由としては適用できない。

ウ 区固有の状況として、督促等条例において「徴収することができる」のではなく、「徴収する」と規定されていることから、上記アの法の一般的な解釈適用を当てはめて考える余地はない。

(3) 督促等条例の減免規定は、個々の世帯の状況等に応じて個別に判断すべきである。

ア やむを得ない理由があると認められる場合には延滞金を減免することができるが、一律に延滞金を賦課しない理由や、一律に延滞金を徴収しない理由とはならない。

イ 延滞金の賦課及び徴収について、区の事務処理体制等が減免規定の理由に当たらないことはいうまでもない。

(4) 督促等条例に基づき徴収すべき延滞金について、賦課及び徴収ができておらず、区に金銭的な実損害が発生している。

(5) 職員が補填することの検討を含め、本件怠る事実によって区の被った損害を回復するために必要な措置をとるよう勧告を求める。

4 監査対象部の弁明及び陳述

監査対象部に対し、本件請求に係る弁明書及び関係書類の提出を求め、調査を行った。

また、監査対象部から提出された弁明書に基づき、令和元年11月21日に子ども家庭部長及び子ども家庭部保育課長から陳述の聴取を行った。その際に、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

5 請求書に対する監査対象部の弁明の概要

請求人が主張する区立の認可保育園の未徴収の保育料に対して延滞金の賦課及び徴収を行っていないことについて、その事実を認める。

なお、延滞金の賦課及び徴収を行っていない理由として監査対象部が主張する内容は、以下のとおりである。

(1) 保育料については、保護者の所得に応じて徴収する趣旨のもと賦課及び徴収を行ってきたが、納期限までに納付されず滞納した保育料の徴収に関しては、個々の家庭状況を勘案しながら、本債権である保育料を完納してもらうことに注力してきた。

- (2) 特別区において延滞金を賦課していない区が多く、隣接区とは相互に他区民の利用を受け入れている状況から、均衡を保つ必要もあると考えていた。

6 請求人の意見

上記4の監査対象部の弁明及び陳述の際、当該弁明及び陳述に対して請求人が意見を述べる機会を設け、請求人から意見の聴取を行った。

また、令和元年11月26日に請求人から意見書が提出された。

7 弁明及び陳述に対する請求人の意見の概要

上記6により聴取した意見の内容及び意見書に記載された内容の概要は、以下のとおりである。

(1) 上記5(1)について

本債権である保育料の徴収に注力してきたとあるが、これをもって、延滞金の賦課を怠ることについての理由の説明とはいえない。

(2) 上記5(2)について

隣接区との均衡を保つ必要もあると考えていたとあるが、この理由が正当であるならば、今後も均衡を保つために延滞金の賦課を行う必要はないということになる。ところが、弁明書では、延滞金の賦課及び徴収に向けて検討を進めるとあり、隣接区との均衡を保つという理由が、延滞金の賦課を怠ることについての理由として成立していない。

第3 監査の結果

1 結論

区長に対し、令和2年2月29日までに、本件怠る事実を解消するために必要な措置を講ずるよう勧告する。

2 理由

(1) 関係法令

本件請求に係る関係法令は、以下のとおりである。

ア 法第231条の3第1項及び第2項

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通
地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普

通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

イ 督促等条例第 2 条

(督促)

第 2 条 収入金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後 20 日以内に新宿区規則で定める督促状を発行して督促する。

- 2 前項の督促状には、その発行の日から 15 日以内において納付すべき期限を指定する。

ウ 督促等条例第 3 条

(延滞金の額及び徴収方法)

第 3 条 収入金について前条の規定による督促をした場合においては、当該収入金の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

- 2 前項の規定に基づき延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる収入金の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその収入金の金額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 3 第 1 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

- 4 延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

エ 督促等条例付則第 5 項

- 5 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割

合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

オ 督促等条例第 4 条

（延滞金額の減免）

第 4 条 次の各号の一に該当する場合には、前条の規定による延滞金額を減額または免除することができる。

- (1) 収入金を納付すべき者が災害により納期限までに納付できなかったとき。
- (2) 収入金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないためまたは外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。
- (3) 前各号のほか、延滞金額を減額または免除することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(2) 事実関係の確認

本件請求に係る事実関係について、以下のとおり確認した。

ア 法第 231 条の 3 第 2 項の規定に基づく条例への委任を受け、昭和 40 年 3 月 31 日付けで督促等条例が制定され、同日施行された。

イ 督促等条例では、延滞金について、その額及び徴収方法並びに減免に関して定められているが、延滞金の徴収については、法では、条例で定めるところにより延滞金を「徴収することができる」とされているのに対し、督促等条例では、延滞金を「徴収する」とされている。

ウ 督促等条例には延滞金の減免規定が設けられており、延滞金を減額又は免除することについてやむを得ない理由があると認められるときは、延滞金を減額又は免除することができることとされている。

エ 区立の認可保育園の未徴収の保育料に対する延滞金について、賦課及び徴収が行われている事実はない。

オ 区立の認可保育園の未徴収の保育料に対する延滞金の減免について、その意思決定が行われている事実はない。

カ 延滞金の額は、収入金の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて計算することとされており、元本債権に係る延滞

金の具体的な事務処理としては、収入金を金融機関が収納した旨の通知である納入済通知書その他の関係書類に基づいて、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入者、納期又は納付期限及び納付場所を調査決定することとされている（新宿区会計事務規則（昭和39年新宿区規則第14号）第20条）。

キ 納期限を経過した未納の保育料については、督促状による督促、催告書及び電話催告による催告が行われているが、その際に延滞金に関する周知及び案内が行われている事実はない。

ク 区立の認可保育園の未徴収の保育料の件数は、請求人の主張する平成26年度の件数（上記第2の3(1)ア参照）に差異があり、決算年度末時点において、平成26年度384件、平成27年度298件、平成28年度192件、平成29年度198件、平成30年度151件であった。

ケ そこで、上記クについて、平成26年度から平成30年度までの監査対象部の未納台帳をもとに調査した結果として、以下の事実を確認した。

（ア）納期限を超えて納付された保育料について、その延滞日数に応じて区が保有する延滞金債権の額は、調査時点である令和元年11月1日現在において、136件、39万5,100円であった。

（イ）また、平成30年度決算年度末時点の保育所保育料負担金の収入未済額は、151件、214万4,350円であったが、令和元年11月1日現在の当該収入未済額は、110件、169万4,800円であった。

(3) 判断

調査及び事実関係の確認を総合し、本件怠る事実の存否について以下のとおり判断する。

ア 納期限を超えて納付された保育料に係る延滞金

延滞金の徴収については、法では、条例で定めるところにより延滞金を「徴収することができる」とされているのに対し、督促等条例では、延滞金を「徴収する」とされている（上記(1)ア及びウ参照）。

また、督促等条例では延滞金の減免規定が設けられているが、これは延滞金の賦課を前提とした延滞金の徴収額の減免規定であって、賦課の手続そのものを省略できる根拠とはなっていない（上記(1)オ参照）。

元本債権に係る延滞金については、納入済通知書その他の関係書類に基づいて調査決定することとされており、現に、税や保険料では、納期限を超えて納付されたものに対して、その延滞日数に応じて延滞金の額を確定し、改めて延滞金の賦課を行っている。

これを本件についてみると、納期限を超えて納付された保育料につい

ては、その延滞日数に応じて延滞金の額を確定し、当該額が確定した延滞金について、改めて賦課をすべきところ、監査対象部ではこうした手続を一律行っていなかった。

このことは、延滞金を「徴収する」と定めた督促等条例に反し、延滞金の徴収の前提となる賦課行為を怠っているといわざるを得ない。

また、区が保有する保育料に係る延滞金債権については、上記(2)ケ(ア)に記載のとおりであるが、これを放置した場合、時効により当該債権が消滅することとなることからして、区に損害が発生する状況が認められる。

したがって、監査対象部においては、納期限を超えて納付された保育料に係る延滞金について、本件怠る事実の存在が認められる。

イ 現に収入未済である保育料に係る延滞金

延滞金は、延滞日数に応じて額が確定することから、現に収入未済である保育料については、潜在的に延滞金が発生している状態ではあるが、本債権である保育料の納付がなければ延滞金の額を確定できず、これを賦課することができない。

税や保険料では、未納が継続すれば延滞金が増加されることを周知及び案内し、本債権を含めた徴収努力が見られるところ、監査対象部においては、保育料の督促や催告の際、未だ額が確定していないとはいえ、延滞金に関する周知及び案内を行っておらず、延滞金の徴収に向けた取組は行われていない。

したがって、監査対象部においては、現に収入未済である保育料に係る延滞金についても、その賦課及び徴収に向けて講ずべき行為につき、本件怠る事実の存在が認められる。

よって、本件請求については、請求人の主張に正当な理由があると認め、法第 242 条第 4 項の規定に基づき、上記 1 のとおり決定する。

資料（新宿区職員措置請求書）

新宿区職員措置請求書（住民監査請求書）

令和元年 10 月 8 日

新宿区監査委員 殿

請求人（住所）
（氏名）
（連絡先）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、事実証明書を添えて、次のとおり必要な措置を請求します。

1 請求の要旨

- ・対象となる職員等
区長、子ども家庭部長、保育課長、入園・認定係長
- ・財務会計上の行為等
区立の認可保育園の未徴収の保育料に対して延滞金を課す行為自体を一律怠っていること（詳細は、別紙 1 の通り）。
- ・違法又は不当の理由
新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例第 3 条違反
- ・区に生じている損害の内容
区は、延滞金が賦課・徴収できておらず、金銭的に実損害を被っている。
- ・請求する措置の内容
職員が補填することの検討を含め、怠る事実によって区の被った損害を補填するために必要な措置をとること。
再発防止を目的に、責任の所在の明確化と法令遵守の強化を行うこと。
行政の透明性確保及び再発防止を目的に、本件の発生理由・経緯の調査及び調査結果の公表を行うこと。公表については、区民に対して十分な説明責任を果たすうえで必要な方法をとること（記者会見の開催、広報誌への掲載、報告会の開催、HP への掲載、の全て

の措置を実施した自治体を参考にすべき)。

2 添付した事実証明書

- (1) 平成 27 年度～平成 30 年度の収入未済額・件数
- (2) 令和元年 8 月 16 日付け「収入未済額に対する延滞金について」
- (3) 令和元年 7 月 2 日付け「公文書公開請求書」
- (4) 令和元年 7 月 30 日付け「公文書非公開決定通知書」

区立の認可保育園の未徴収の保育料については、「新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例」において、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて延滞金を徴収することが規定されている。ところが、保育課は、当該債権全件において、延滞金の賦課・徴収を行っていない。区立の認可保育園の未徴収の保育料に対して延滞金を課す行為自体を一律怠っていることは、条例に反しているだけでなく、保育料が実際に受益を得ている世帯に対して賦課されるものであることを踏まえれば、看過し得ない状況にある。

もちろん、一般に、保育料等の公債権に関しては、滞納処分や強制執行が行われていないことをもって、違法または不当な行為により、公債権の徴収を怠ったということはできない。事実、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項は、公債権等について「徴収することができる」旨規定していることから、裁量権が付与されていると解釈できることも否定できない。また、合理的な滞納債権管理が行われている下で、一定の妥当性を有していれば、地方自治法上、徴収しないことも許容され得ると解釈されている。しかしながら、これらの理由は、延滞金を賦課すること自体を行わない理由としては適用できない。さらに、新宿区固有の状況として、上述した条例では、「徴収することができる」のではなく、「徴収する」ことが規定されているため、地方自治法上の一般的な解釈適用を当てはめて考える余地は残されていない。

また、延滞金には、上記条例に定めるやむを得ない場合の減免規定があるが、当該規定は、個々の世帯の状況等に応じて個別に判断されるべきところ、一律に延滞金を賦課すること自体を怠る理由や一律に延滞金を徴収していない理由とはならない。滞納処分や強制執行はともかくとして、延滞金の賦課・徴収については、区の事務処理体制等が減免規定に当たらないことはいうまでもない。

したがって、延滞金について、適切な手続きを執行しなかったという「怠る事実」により、区に損害を与えているといえる。

以上を踏まえ、監査委員は、職員が補填することの検討を含め、区の損害を回復するのに必要な措置をとるよう区長に勧告すべきである。

なお、請求人は、区立の認可保育園の未徴収の保育料において、収入未済となるすべてについて、それぞれ「怠る事実」があることを主張していることから、本来は、個々の滞納債権の発生日、金額、時効消滅の日等に関する資料を提出する等して請求内容を特定すべきであるとの指摘が生じ得ること自体は甘受する。ただし、本件監査請求に限れば、それぞれの「怠る事実」については、一体とみてその違法または不当性を判断するのが相当であることから、請求人が提示している情報以上に、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的・具体的に提示することを要しないと考えるべきである。

また、上記の法解釈に反して、該当する個々の滞納債権の存在を証する資料を個別的・具体的に提示することを要するとの判断がされた場合であっても、「公文書非公開決定通知

書」によって非公開と決定された内容を踏まえれば、その抽出条件から、実際に、延滞金が課されなければならないにもかかわらず、延滞金が課されていない債権が存在していることが確認できるのであり、少なくとも、これらについては、「怠る事実」があることは明らかである。

さらに、本件監査請求の対象については、すでに監査等を通じて監査委員において請求の特定に係る情報を有していることから、また、債権管理台帳を参照することで直ちに情報を特定できることが判明していることから、監査委員が当該情報を補充することとして請求を受理すべきともいえる。この点、個々に異なる事情があるため、同一視することはできないものの、他の自治体における住民監査請求の事例をみると、類似のケースについては、必要な情報を監査委員が補充したうえで住民監査請求を受理し、監査の結果、損害賠償が容認されている事例が複数存在している点を付言する。

(注) 請求書は、参考とされた記述部分を除き原文のまま掲載し、事実証明書は省略した。また、その他の書類（監査委員の補正要求に対する回答書、陳述書、弁明書及び弁明に対する意見書）についても省略した。